

シリーズ男女共同参画②

改正されます育児・介護休業法



は次のとおりです。

(1) ①子育て中の短時間勤務制度および②所定外労働(残業)の免除の義務化

①3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる勤務時間の短縮(短時間勤務)制度を設けること。

②3歳までの子を養育する労働者が請求をすれば、所定外労働(残業)が免除される制度を設けること。

①と②が事業主の義務になります。

(3) 父親の育児休業の取得促進

①パパママ育休プラス(父母ともに育児休業を取得する場合の休業期間の延長)：母(父)だけでなく父(母)も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2カ月に達するまで(2カ月分は父(母)のプラス分)に延長されます。

※父の場合、育児休業期間の上限は1年間。母の場合、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年間。

②出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進：配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合にも、特別な事情なくとも、再度の取得が可能となります。

(2) 子の看護休暇制度の拡充

看護休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。

(4) 介護休暇の新設

労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、介護休暇を取得できるようになります。

(5) 法の実効性の確保

①苦情処理・紛争解決の援助および調停の仕組みの創設：育児休業の取得などに伴う労使間の紛争などについて、都道府県労働局長による紛争解決の援助および調停委員による調停制度を設けます。

9月30日」から施行されています。



シリーズ・心の道標①

眠れない・不眠について

団社会福祉課障害福祉班(☎内線 268)

興奮したり、心配ことがある時は、眠れなくなるということはよくあることです。また、寒い・暑い・騒音がひどいなど睡眠環境が悪い時に眠れないということもよくあることです。

眠れない日が続いているようなら、環境改善や生活習慣の改善をしてみましょう。しかし、注意したいことは、①寝つきが悪く、やっと寝てもすぐに目が覚めてしまう②いったん目が覚めると、あれこれ考えて朝まで眠れないということが、長期間継続している③夜になると「眠らなければ」と緊張し、ますます眠れなくなってしまう④そして睡眠不足のために、日中ぼんやりとしていることが多く、仕事上でもミスが増え、社会生活にも支障をきたすようになってしまった。

このような状態が、1カ月以上継続している場合は、「心の病」が潜んでいることがあります。

不眠のタイプもさまざまありますので、自己判断せずに、専門医(精神科、心療内科など)にご相談ください。

- 入眠障害…寝ようと思えば思うほど目がさえて、寝付くまでに時間がかかる。
- 熟眠障害…ぐっすり眠れないため、朝起きた時に爽快感が得られない。
- 中途覚醒…トイレに行きたいわけでもないのに、睡眠中にたびたび目が覚める。
- 早朝覚醒…まだ夜も明けきらない早朝に目が覚め、そのまま眠れない。

市長室



子どもの目から見た伊西市を知るため、数年前から大森幼稚園、各小・中学校を訪ね、園児・児童・生徒たちと一緒に弁当や給食を食べながら対話をする時間を作っています。子どもたちは、最初は緊張していても次第にそれも解け、色々な要望や質問をしてくれます。

大森幼稚園では、ある園児が「おじさん誰、何しに来たの。はし使える。使えないと学校にいけないよってお母さんが言っていたよ。ほくは使えるよ、ほら」と話しながらはし使いを見せてくれたりして、元気で活発な園児たちととても楽しいお弁当の時間を過ごしました。

小・中学校では給食になりますが、児童・生徒たちに給食に関する感想を聞いたところ、野菜の好き嫌いは多いようですが、みんな給食はおいしくて大好きだと話していました。また、米飯とパン食では、多くの子が米飯の方が好きだということも分かりました。

小・中学生から出た要望や質問のいくつかを紹介します。「なぜ市長になろうと思ったのですか」「市長はどんな仕事をしますか」「市長の月給はいくらですか」など。要望としては、「部活予算の増額」「ふれあいバスの時間」「通学路の危険箇所の修繕」「街の美化」などでした。

質問の中には、北総線の運賃や合併に関するものもあり、わたしが思っていた以上に市政への関心が高いことを知りました。対話を通じ児童・生徒たちの市に対する愛着を強く感じることができ、この子どもたちのためにもより良いまちづくりをしなければと改めて思いました。

最後に、園児たちには「お家に帰ったらお母さんに大きな声で大好きと言ってください」と、児童・生徒たちには「卑怯なことはしない、卑怯者と言われない人になってください」と約束しました。日ごろ接することが少ない子どもたちと会話ができ、とてもおいしくて楽しい時間でした。

改正法の施行日は、「平成22年6月30日」です。ただし(5)のうち調停については、「平成22年4月1日」、そのほかについては「平成21年

【注意】常時100人以上の労働者を雇用する企業については、(1)の①短時間勤務制度の義務化、②所定外労働(残業)の免除の制度化および(4)の介護休暇の制度化については、「公布日から3年以内の政令で定める日」です。

みなさんの温かい善意に感謝

平成21年に市がいただいた寄付

市では、平成21年の1年間、次のみなさんから寄付をいただきました。寄付金は、みなさんの意向に沿ったかたちでまちづくりに活用していきます(順不同・敬称略)。

【寄付金】▼報恩同志会(静岡県)▼伊西市舞踊連盟会長吉岡けい子(大森)▼ゆずり葉の会代表伊藤雅子(大森)▼伊西市歌謡連合会会長齋藤政雄(木下)▼東流扇州会会主東扇州(大森)▼習志野力ントリクラブキング・クイーンコース競技参加者(大森)▼2000年伊西さくら会会長長渡辺弘(発作)▼合同会社伊西農産物直売所(草深)。

- 【物品】▼宮澤まさ子(小倉台)▼日本医科大学看護専門学校(印旛村)▼陶芸の会4班(内野)▼多田香織(原)▼伊藤貴代子(戸神)▼船穂



赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金

平成21年10月1日から「地域の福祉、みんなで参加」をスローガンに進められた、「赤い羽根共同募金運動」に市内のみなさんから3,511,799円の募金が寄せられました。

みなさんから寄せられた赤い羽根共同募金は、千葉県共同募金会にいったん送金されます。そして、県内の各種福祉施設や社会福祉協議会などに配分され、施設の充実や福祉事業に活用されます。